

## 訪問看護重要事項説明書

&lt;医療保険・医療保険外独自サービス&gt;

(2025年4月1日現在)

## 1. 訪問看護ステーションくろさわの概要

① 事業所名	医療法人社団美心会 訪問看護ステーションくろさわ
所在地	高崎市中居町 3-20-8
事業実施地域	高崎市 藤岡市 玉村町

## ②事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非 常 勤
管理者	正看護師	1名	
従業者	正看護師	3名以上	0名
	理学・作業療法士	0名	4名以上

## ③サービス提供時間帯

営業日	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
休 日	日曜日 祝日 年末年始(12月31日～1月3日) ※ ただし、24時間対応体制あり ※ 緊急連絡先 ①027-352-3300 (訪問看護ステーション) ②090-1658-9667

## 2. サービス内容

- |   |   |
|---|---|
| <p>① 医師の指示による医療処置、病状の観察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧、脈拍、呼吸、体温等の測定</li> <li>・ 経管栄養チューブの管理</li> <li>・ 在宅酸素療法の管理</li> <li>・ 人工肛門などの管理</li> <li>・ 尿道カテーテルの管理</li> <li>・ 気管切開部の処置・管理</li> <li>・ 人工呼吸器の管理</li> <li>・ 在宅での持続点滴</li> </ul> | <p>② 日常の看護・介護とその指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清潔ケア</li> <li>・ 床ずれの手当てや予防</li> <li>・ 栄養の管理や健康のチェック</li> <li>・ 介護指導</li> <li>・ 介護環境などのアドバイス</li> <li>・ リハビリテーションなど</li> </ul> |
|---|---|

※訪問看護ステーションにおける理学療法士の訪問について

理学・作業療法士によるリハビリテーションは看護業務の一環であり、看護職員の代わりに訪問させていただきます。

※ターミナルケア

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に準じて実施しています。

## 3. 利用料金

## ①基本利用料

(単位：円)

訪問の日数		基本療養費	管理療養費 I	合計金額	負担金額		
月の日数	週の日数				1割	2割	3割
1日目	週3日まで	5,550	7,670	13,220	1,322	2,644	3,966
2日目～	週3日まで	5,550	3,000	8,550	855	1,710	2,565
	週4日目以降	※6,550		9,550	955	1,910	2,865

※但し、理学療法士による訪問の場合、週4日目以降の基本療養費（I）は5,550円

※週は日曜日を算定基点とするため、前月から続いて訪問する場合は、月の初日であっても週4日目以降を算定する場合があります。

## ②加算料金表（状況・要望に応じて加算をする利用料）

(単位：円)

基本療養費の加算 項目	金額	負担金額			
		1割	2割	3割	
24時間対応体制加算（月1回）	6,800	680	1,360	2,040	
緊急訪問看護加算（1回）	（月14日目まで）	2,650	265	530	795
	（月15日目以降）	2,000	200	400	600
長時間訪問看護加算 （90分を超える対象者に該当する者）	5,200	520	1,040	1,560	
難病等複数回訪問加算	（1日2回）	4,500	450	900	1,350
	（1日3回以上）	8,000	800	1,600	2,400
退院支援指導加算（退院日の訪問）	6,000	600	1,200	1,800	
夜間・早朝訪問看護加算	（6時～8時、18時～22時）	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	（22時～6時）	4,200	420	840	1,260
退院時共同指導加算（月2回まで）	8,000	800	1,600	2,400	
在宅患者緊急カンファレンス加算	2,000	200	400	800	
ターミナルケア療養費（1回）	25,000	2,500	5,000	7,500	
特別管理加算（月1回）	（特別な管理が必要な方）	2,500	250	500	750
	（ " 重症度の方）	5,000	500	1,000	1,500
複数名訪問看護加算	4,500	450	900	1,350	
ベースアップ評価料（I）（月1回）	780	78	156	234	
訪問看護医療DX情報活用加算（月1回）	50	5	10	15	

※保険証の負担割合に応じて利用料金を計算させていただきます。

## ③その他（医療保険適用外）

## &lt;交通費&gt;

片道10kmまで	250円
片道10kmから20kmまで	450円
片道20kmからは1km増す毎に	50円追加

死後の処置料	5,000円
--------	--------

## &lt;医療保険外独自サービス&gt;&gt;

項目	8:30~17:30	早朝・夜間 (6時~8時、18時~22時)	深夜 (22時~6時)
医療保険外訪問	8,000円	11,000円	12,200円

医療保険対象外の1日複数回訪問、週4回以上訪問（介護保険未申請の方に限り）、退院日90分を超える訪問の後更に訪問を行った場合を対象と致します。

## &lt;料金のお支払方法&gt;

当事業所では毎月末締めで翌月10日に請求書が作成され、15日前後にお知らせいたします。  
支払方法は口座振替、現金集金、銀行振込のいずれかとさせていただきます。

## 4. 緊急時の対応

訪問看護の提供を行っているときに、ご利用者様に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師へ連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じています。

## 5. 秘密保持

- ① 事業者、および事業者が使用する者は、サービス提供をする上で、知り得たご利用者様及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、ご利用者様の個人情報をサービス担当者会議等において、用いることがあります。
- ③ 事業者はご利用者様のご家族の個人情報をサービス担当者会議等において、用いることがあります。

## 6. 事故発生時の対応

- ① ご利用者様に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様のご家族、当該ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じています。  
また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
- ② ①の事故の状況及び事故に際し採った処置を、完結の日から5年間記録し保管します。

## 7. サービス内容の相談、苦情受付

- ① 提供した訪問看護に係わるご利用者様及びそのご家族からの苦情に適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置しております。

担 当 訪問看護ステーションくろさわ  
 管理者 野尻 恵美  
 電 話 027-352-3300

② その他

当事業所以外に市町村の相談、苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

高崎市役所 介護保険課	027-321-1111 (代表)
藤岡市役所 健康福祉部 介護高齢課	0274-40-2292
安中市役所	027-382-1111 (代表)
玉村町役場 健康福祉部 介護保険課	0270-64-7705
神流町役場 保健福祉課 介護保険係	0274-58-2111
上野村役場 保健福祉課	0274-59-2309
群馬県国民健康保険団体連合会 (介護保険課苦情処理相談窓口)	027-290-1323

他 各市町村 介護保険窓口

## 8. キャンセル

- ① ご利用者様がサービスの利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 027-352-3300

- ② サービス当日午前9時を過ぎてから、中止のご連絡をいただいた場合は、料金をいただく事もございますので、あらかじめご了承ください。

## 9. お願い

- ① 訪問看護サービス提供にあたっては、提供スペースの安全確保、手洗い場の提供など看護環境の整備にご協力をお願い致します。
- ② 当ステーションでは更新の教育を通じて社会貢献を図るため看護実習生、介護実習生の受け入れを行っております。実習生同行訪問の際には改めて同意確認を行いますが、予めご了承ください。
- ③ 当ステーションへの電話をおかけの際には、電話番号の通知設定の上ご連絡ください。  
 非通知による電話の場合は、こちらから電話をかけることができません。

## 10. 第三者評価等について

当ステーションでは第三者評価として、定期的に公益財団法人 日本医療機能評価機構による病院機能評価、一般社団法人 日本能率協会による ISO9001:2015、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの第三者評価を受けております。

また、損害賠償保険にも加入しております。

## 11. 個人情報の取扱いについて

### 1. 利用目的

1. ご利用者様へ適切な介護・医療サービスの提供のため
2. 当事業所事務・管理を適切に行うため
3. 法令・行政上の業務への対応のため
4. 保険請求業務のため
5. ご家族への身体状況・病状説明のため

以上の目的以外でご利用者様の情報を利用する場合、ご利用者様ご本人に個別理由を説明し同意を得た上で行うものいたします。ただし、緊急の場合等、当事業所が必要だと判断した場合は利用を優先し後ほどご説明させていただきます。

### 2. 個人情報の第三者提供について

ご利用者様の個人情報は、あらかじめご利用者様の同意をいただくことなく、外部に提供することはありません。ただし、以下の利用目的に該当する場合は、ご利用者様から特にお申し出がない限り、介護・医療サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、ご利用者様の個人情報を第三者に提供する場合があります。

- (ア) 介護・医療の提供のため、他の医療機関等との連携を図ること
- (イ) 介護・医療の提供のため、外部の医師等の意見・助言を求めること
- (ウ) 介護・医療の提供のため、他の医療機関等からの照会があった場合にこれに応じること
- (エ) ご利用者様への介護・医療の提供に際して、ご家族等への身体状況・病状の説明を行うこと

### 3. 業務委託について

介護・医療を提供するに当たり、業務の一部を外部に委託しています。委託先に対しては、契約等にて個人情報保護に関する監督を行っております。主な業務委託の内容は次の通りです。

検査業務、清掃業務、情報システム管理、廃棄物処理等

### 4. ご利用者様の権利

当事業所の管理する全ての個人情報については、ご本人による開示請求・訂正・削除・利用停止等を求めることが可能です。個人情報相談窓口までご相談ください。

医療法人 社団美心会  
理事長・院長 黒澤 功  
個人情報保護管理者 和田 祐一  
個人情報相談窓口 027-352-9000

当事業所ではご利用者様の個人情報を以下のように取り扱います。

下記の内容をご確認いただきご同意の上、ご利用申し込みいただきますようお願い申し上げます。

#### ■個人情報の取り扱いについて

同意する

同意しない

- 万一上記の事項についてご同意をいただけない場合には、適切な介護・医療サービスの提供に支障が出る場合がございます。
- 上記利用目的のうち、同意しがたい事項がある場合にはその旨をお申し出下さい。また、同意いただいた後でも個別に不同意の表明をすることが可能です。

ご家族等代表者様 同意署名欄

## 12. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待防止等のために次に掲げる措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	野尻 恵美 (管理者)
-------------	-------------

(2) ご利用者及び事業所等から連絡・通報を受けた際に、適切に対応するための指針を整備しています。

(3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) 成年後見制度の利用を支援します。

(5) 市町村、高齢者あんしんセンター、警察等との虐待等における通報先との連携・協力をいたします。

## 13. 身体拘束等の適正化について

(1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為はおこないません。

(2) やむを得ず身体拘束を行う際には、本人又は家族に対して、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

## 14. 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

(1) 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織・地域での適切な対応を図るとともに、法人内に責任者を選定しています。

ハラスメントに関する法人責任者	大森 重宏 (黒沢病院・医師)
-----------------	-----------------

(2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。

(3) 暴言・暴力・ハラスメント行為がご利用者やその家族から職員に対してあった場合解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

## 15. 業務継続計画・感染症まん延予防対策について

感染症や非常災害の発生において、早期に適切な対策がとれるよう、必要な体制、計画を整備しています。

(1) 研修及び訓練を定期的に行います。

(2) 計画や体制は定期的に見直し、必要に応じて変更を行います。

年 月 日

訪問看護のサービス提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業者

<所在地> 群馬県高崎市中居町3-20-8

<名称> 医療法人 社団美心会  
訪問看護ステーション くろさわ

<説明者> 訪問看護ステーション くろさわ

私は契約書および本書面により、事業所から訪問看護について重要事項の説明を受けました。訪問看護サービス内容にも承諾し利用いたします。

利用者

<住所>

<氏名>

---

代理人（家族）

<住所>

<氏名>

（続柄等）

---

立合人

<住所>

<氏名>

（続柄等）

---